

尼崎市乳児等通園支援事業  
開設・運営の手引

— 第2版 —

令和7年12月  
尼崎市こども青少年局  
保育企画課

個別に相談をされる際は、事前に電話での予約をお願いします。

電話番号 06-6489-6393

メールアドレス [ama-daredemotsuuen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-daredemotsuuen@city.amagasaki.hyogo.jp)

## 1 はじめに

尼崎市では、平成 27 年 4 月施行の子ども・子育て支援新制度の開始以降、保育ニーズの増加に伴い、待機児童数も増加傾向で推移し、令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化が開始されるなどにより、その翌年には待機児童数が過去最高（236 人）となりました。

その後は、保育所等の新設等による定員の拡大や定員枠を超えての受け入れを実施するなど、待機児童対策を推進することで、その数は減少しております。

そのような中、令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援法等の一部改正により、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設され、令和 8 年度から全国の自治体で実施することが義務付けられました。本市においては、条例で定める基準に基づいて事業を実施できる事業者を認可するものとし、多様な事業者に参画いただく中で、利用を希望する方へ本制度を利用していただけるよう実施事業者を確保していくものとしております。

この手引きは、本制度を実施していただく事業者に必要な事項を記載し、円滑な開設・運営につなげていくために作成するものです。

## 2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について

0 歳から 2 歳児の約 6 割を未就園児が占めており、そうしたこどもを持つ子育て家庭には「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、こうした保護者への支援の強化が求められています。

こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、本制度が創設されることとなりました。

本制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」を規定（令和 7 年 4 月 1 日施行）するとともに、子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」として規定（令和 8 年 4 月 1 日施行、令和 7 年度は地域子ども・子育て支援事業の位置づけ）され、給付制度となることで一定の権利性が生じるとともに、全国どの自治体でも共通して実施することとなっております。

また、本制度は、認定の申請をしている人と申請をしていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかについて、自治体が状況把握することができるため、支援が必要な家庭やこどもの把握などにつなげていくことができます。いわば、ポピュレーションアプローチ（リスクの大きさに関わらず、集団全体に対して働きかけて全体のリスクを下げる取組）であるとともに、ハイリスクアプローチ（リスクの高い対象を明らかにして、そこに集中的な働きかけを行うこと）へのつなぎの役割も含まれるものとされております。

### **(事業実施者)**

乳児等通園支援事業の実施事業者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は次の要件を満たした上で、尼崎市長に申請し、認可を得なければならない。

### **【社会福祉法人又は学校法人】**

児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。

### **【社会福祉法人及び学校法人以外の者】**

- (1) 当該乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該乳児等通園支援事業者（事業者が法人である場合は、当該法人の経営に関わる者とする。）が社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。

※ (1)～(3)の要件に関する具体的な内容については、「尼崎市乳児等通園支援事業の認可等に関する審査要領」を参照すること。

### **【共通事項】**

- (1) 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- (2) 乳児等通園支援事業所は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。

### **(乳児等通園支援事業の対象となるこども)**

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下同じ。）の乳幼児とする。

### **(利用定員)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員を定めるものとする。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、(1)の利用定員を超えて支援の提供を行ってはならない。

## **3 職員の配置関連等について**

### **(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)**

乳所等通園事業者の職員は、常に健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

### (勤務体制の確保等)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対し、適切な支援の提供することができるよう、乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、乳児等通園支援事業所の職員によって乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

### (一般型乳児等通園支援事業の職員の配置基準について)

一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長等が行う研修（市長等が指定する県知事等その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

職員の配置基準は以下の通りとする。

- (1) 乳児 3 人につき 1 人以上
- (2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 6 人につき 1 人以上
- (3) 人数の算定に当たっては、(1)、(2)の区分ごとに計算した人数（小数以下第 2 位を切捨て）の合計を算出し、少数以下第 1 位を四捨五入すること。ただし、2 人を下回ることはできない。
- (4) 乳児等通園支援従事者の数のうち、半数以上は保育士とする。

**【例】** 乳児………… 2 人  $\times 1/3 = 0.66 \rightarrow 0.6$

1、2 歳児………… 4 人  $\times 1/6 = 0.66 \rightarrow 0.6$

必要職員数 = 2 人 ( $0.6 + 0.6 = 1.2 \div 1 \rightarrow 2$  人を下回れないので +1 人とする。)

必要保育士数 = 1 人以上

乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、乳児等通園支援従事者を 1 人とすることができる。

- (1) 保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、その他の施設又は事業）と一体的に運営されている場合で、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たり、当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合で、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たり、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

### **(余裕活用型乳児等通園支援事業の職員の配置基準について)**

余裕活用型乳児等通園支援事業における職員の配置基準は、次の施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件の例による。

- (1) 保育所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例 第8条並びに付則第4項及び第5項に規定する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第3条及び付則第2項に規定する要件
- (3) 幼保連携型認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第4条に規定する基準
- (4) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第6条に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

### **(救命講習受講者の配置)**

乳児等通園支援事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するもの（以下「指定講習」という。）を修了した者（指定講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。以下「指定講習修了者」という。）を当該乳児等通園支援事業所に常時配置するよう努めなければならない。ただし、当該乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合において、指定講習修了者に相当する者として市長が別に定める者がその一体的に運営されている保育所等に常時配置されているとき（市長が必要と認める体制が確保されている場合に限る。）は、この限りでない。

### **(障害児を受け入れる場合の体制の確保について)**

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

### **(医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置について)**

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉法附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従業者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、当該こどもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1名のみの配置でも可能とする。

### (職員の知識及び技能の向上等)

- (1) 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童福祉法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、研修の実施計画を、その乳児等通園支援事業所の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。

### (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

乳所等通園事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、支援の提供に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

## 4 設備基準について

### (一般型乳児等通園支援事業の設備基準について)

一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は次のとおりとする。なお、一般型乳児等通園支援事業所には、児童福祉法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならず、構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき $1.65\text{ m}^2$ 以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき $3.3\text{ m}^2$ 以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき $1.98\text{ m}^2$ 以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (8) 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- (9) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクの要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の階に応じ、常用及び避難用ごとに、同表に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	2階	3階	4階以上
常用	1 屋内階段 2 屋外階段	1 屋内階段 <sup>1</sup> 2 屋外階段	1 屋内階段 <sup>1</sup> 2 屋外階段 <sup>2</sup>
避難用	1 屋内階段 <sup>1</sup> 2 待避上有効なバルコニー <sup>*</sup> 3 準耐火構造の屋外傾斜路 <sup>3</sup> 又はこれに準ずる設備 <sup>*</sup> 4 屋外階段	1 屋内階段 <sup>1</sup> 2 耐火構造の屋外傾斜路 <sup>4</sup> 又はこれに準ずる設備 <sup>*</sup> 3 屋外階段	1 屋内階段 <sup>5</sup> 2 耐火構造の屋外傾斜路 <sup>4</sup> 3 屋外階段 <sup>2</sup>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

エ 乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。

以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と乳児等通園支援事業所の調理設備部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式の物が設けられていること。

（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

<sup>1</sup> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定するもの

<sup>2</sup> 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定するもの

<sup>3</sup> 建築基準法第2条第7号の2に規定するもの

<sup>4</sup> 建築基準法第2条第7号に規定するもの

<sup>5</sup> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定するもの

（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

## ※「待避上有効なバルコニー」、「屋外傾斜路に準ずる設備」ほかの要件等

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
  - ① バルコニーの床は準耐火構造とすること。
  - ② バルコニーは十分に外気に開放すること。
  - ③ バルコニーの待避に利用する各部分から 2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備とすること。
  - ④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m以上、高さは 1.8m以上、下端の床面からの高さは 0.15m以下とすること。
  - ⑤ バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね 1/8 以上の面積を有し、幅員 3.5m以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第 120 条及び第 121 条に基づき、原則として保育室等から 50m以内に直通階段を設置されていなければならないこと。
  - ⑥ 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第 6 条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。
- 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2 階に限っては非常用滑り台をいうものである。
- 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、当該事業を実施する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第 13 条の 3 に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を 1 階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

## **(余裕活用型乳児等通園支援事業の設備基準について)**

余裕活用型乳児等通園支援事業における設備の基準は、次の施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準又は要件の例による。

- (1) 保育所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例 第8条並びに付則第4項及び第5項に規定する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第3条及び付則第2項に規定する要件
- (3) 幼保連携型認定こども園 尼崎市就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例第4条に規定する基準
- (4) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第6条に規定する基準（居宅訪問型保育事業に係るものに限る。）

## **5 乳児等通園支援事業の運営について**

### **(乳児等通園支援の内容)**

乳児等通園支援の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）及びその保護者の心身の状況等に応じて乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

### **(利用方式)**

乳児等通園支援事業の利用方式は、定期的な利用方式（以下「定期利用」という。）若しくは定期的でない柔軟な利用方式（以下「柔軟利用」という。）又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、乳児等通園支援事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。

### **(開所日数)**

乳児等通園支援事業所の開所の日数は、ニーズや受入体制を考慮の上、乳児等通園支援事業者が適切に設定する。

### **(時間枠)**

乳児等通園支援事業の時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、乳児等通園支援事業所の実情に応じ設定する。

### **(事前面談)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、初回利用の前に利用乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための事前の面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行い、制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、子どもの特徴や保護者の意向等を把握しなければならない。

### 【面談時の説明及び確認内容の例】

- ア 施設の方針や実施内容
  - イ 個人情報の取り扱い
  - ウ 必要な持ち物や利用に当たってのルール
  - エ 体調不良時の対応
  - オ 災害発生時の避難先等
  - カ 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
  - キ 子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況
  - ク 利用料、キャンセルポリシー 等
- (2) 乳児等通園支援事業者は、(1)の事前面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者負担額に関する事項、その他支援の提供に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、(1)の事前面談において、(2)の重要事項を説明し、利用申込みに係る支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

### (乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

乳児等通園支援事業者は、利用申込を受けた後、最初に乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、当該乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認するものとする。

### 【乳児等支援支給認定証に記載される事項】

- (1) 乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- (2) 乳児等支援給付認定子どもの氏名及び生年月日
- (3) 交付の年月日及び乳児等支援支給認定証番号
- (4) 乳児等支援給付認定の有効期間
- (5) その他の必要な事項

### (正当な理由のない提供拒否の禁止等)

乳児等通園支援事業者は、利用申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではいけない。

### (あっせん及び要請に対する協力)

乳児等通園支援事業者は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

### (乳児等通園支援給付認定の申請に係る援助)

乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

### **(心身の状況等の把握・相談及び援助)**

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援の提供に当たっては、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況、当該利用乳幼児の養育環境、他の乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等の提供の状況の把握に努め、当該利用乳幼児及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

### **(親子通園)**

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になる事がないよう留意すること。

### **(支払)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。以下同じ。）の支払いを受けるものとする。《いわゆる「給付費」のこと。》
- (2) (1)の支払を受ける額のほか、乳児等通園支援の提供に当たって、当該乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものと特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。《いわゆる「利用料」のこと。》
- (3) 乳児等通園支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - ア 日用品、文房具その他の乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - イ 乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - ウ 食事の提供に要する費用
  - エ 乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - オ アからエに掲げるもののほか、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- (4) 乳児等通園支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- (5) 乳児等通園支援事業者は、(2)及び(3)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(3)による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

### **(乳児等通園支援給付費の額に係る通知等)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

### **(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)**

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援を受けている利用乳幼児に係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

### **(運営規程)**

乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 乳児等支援給付認定保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 1時間当たりの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

### **(掲示等)**

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他利用申込みをした者の乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

## (食事)

- (1) 食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断するものであること。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行うことが必要であること。また、利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。
- (2) 食事の提供を行う場合には、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、『保育所における食事の提供ガイドライン』(平成24年3月厚生労働省)、『授乳・離乳の支援ガイド』(令和元年3月『授乳・離乳の支援ガイド』改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)』(平成31年4月厚生労働省)を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であること。

その上で、外部搬入により食事の提供を行う場合においては、『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて』(平成26年9月5日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の2(3)における「搬入施設から搬入を行う際の要件」を踏まえ、次の点を踏まえ対応することが必要であること。

### <外部搬入により食事の提供を行う場合の要件>

- ア 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- イ 乳児等通園支援事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ 調理業務の受託者を、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- エ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- オ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

### <乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者>

- ① 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等
- ② 当該乳児等通園支援事業所と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

### (衛生管理等)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症、食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業所には、必要な医療品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

### (非常災害対策)

- (1) 乳児等通園支援事業所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- (2) (1)の訓練のうち、避難、消火及び救出等に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。
- (3) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
- (4) 定期的に、(3)の指針及び関係機関への連絡体制をその乳児等通園支援事業所の職員並びにその乳児等通園支援事業の利用乳幼児及びその家族に周知すること。

### (事故発生時の対応及び再発防止)

- (1) 乳児等通園支援事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
  - イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその乳児等通園支援事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該乳児等通園支援事業所の職員に周知される体制を整備すること。
  - ウ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその乳児等通園支援事業所の職員に対して研修を行うこと。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、その利用乳幼児に対する支援の提供により事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ア 速やかに、その発生した事故の事実を市長等及び利用乳幼児の家族等に報告すること。
  - イ その発生した事故の状況及び当該事故のその発生後に講じた措置について記録すること。
  - ウ その発生した事故がその責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、その利用乳幼児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

### **(賠償責任保険への加入)**

乳児等通園支援事業者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、有効な賠償責任保険に加入すること。

### **(安全計画の策定)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- (4) 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

### **(自動車を運行する場合の所在の確認)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これも用いて(1)に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

### **(緊急時等の対応)**

乳児等通園支援事業所の職員は、現に乳児等通園支援の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

### **(苦情への対応)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者その他の利用乳幼児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- (2) 乳児等通園支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- (4) 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用乳幼児等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (5) 乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

#### **(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)**

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用の負担状況及び支払い状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

#### **(虐待等の禁止)**

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### **(秘密保持等)**

- (1) 乳児等通園支援事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報提供する際には、あらかじめ文書により当該利用乳幼児に係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

#### **(保護者との連絡)**

乳児等通園支援事業者は常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### **(関係機関との連携)**

乳児等通園支援事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、その利用乳幼児等が安心してその乳児等通園支援事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

### **(教育・保育施設等との連携)**

乳児等通園支援事業者は、教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

### **(地域との連携等)**

乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その提供する乳児等通園支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

### **(乳児等通園支援に関する評価等)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

### **(情報の提供等)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、その提供する乳児等通園支援を利用しようとする利用乳幼児の保護者が、その希望を踏まえて適切に乳児等通園支援事業所を選択できるように、その提供する乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

### **(利益供与の禁止)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員に対し、利用乳幼児又はその家族に対して当該乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、利用乳幼児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

### **(会計の区分)**

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

### **(事業所に備える帳簿)**

乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

### **(記録等の整備)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対する乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - ア 乳児等通園支援の提供当たっての計画
  - イ 乳児等通園支援の提供（提供した日、時間、内容その他必要な事項）の記録
  - ウ 市町村への通知に係る記録
  - エ 苦情の内容等の記録
  - オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### **(電磁的記録等)**

- (1) 乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、次期的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
- (2) 乳児等通園支援事業者は、書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、次の④により、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織（乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。
  - ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち①又は②に掲げるもの
    - ① 乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ② 乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- (3) (2)のア及びイに掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- (4) 乳児等通園支援事業者は、(2)により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- ア (2)のア及びイの方法のうち乳児等通園支援事業者が使用するもの
- イ ファイルへの記録の方式
- (5) (4)の規定による承諾を得た乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、(2)の記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び(4)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (6) (2)から(5)までについては、書面等による同意の取得について準用する。

## 6 留意事項について

ここに記した事項も含め、詳細については、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例、内閣府令並びに関係法令に基づくものとし、また、その他の通知文等を踏まえるものとする。